

千葉県道路台帳 要領

令和8年4月

千葉県県土整備部道路環境課

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、千葉県が管理する道路の現況を調査し、道路法第28条に基づき道路台帳を作成し、道路維持管理等の資料を作成することを目的とする。

2. 道路台帳は、調書および図面をもって組成し、以下に掲げる内容を掲載する。(道路法施行規則第4条の2)

(1) 調書

- ① 道路の種類
- ② 路線名
- ③ 路線の指定又は認定の年月日
- ④ 路線の起点及び終点
- ⑤ 路線の主要な経過地
- ⑥ 供用開始の区間及び年月日
- ⑦ 路線（その管理に係る部分に限る。）の延長及びその内訳
- ⑧ 道路の敷地の面積及びその内訳
- ⑨ 最小車道幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配
- ⑩ 鉄道又は新設軌道との交差の数、方式及び構造
- ⑪ 有料の道路の区間、延長及びその内訳（自動車駐車場にあつては位置、規模及び構造）並びに料金徴収期間
- ⑫ 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要
- ⑬ 軌道その他主要な占用物件の概要
- ⑭ 道路一体建物の概要
- ⑮ 協定利便施設の概要

(2) 図面

- ① 道路の区域の境界線
- ② 市町村、大字及び字の名称及び境界線
- ③ 車道の幅員が〇・五メートル以上変化する箇所ごとにおける当該箇所の車道の幅員
- ④ 曲線半径（三十メートル以上のものを除く。）
- ⑤ 縦断勾配（八パーセント未満のものを除く。）
- ⑥ 路面の種類
- ⑦ トンネル、橋及び渡船施設並びにこれらの名称
- ⑧ 自動車交通不能区間（幅員、曲線半径、勾配その他の道路の状況により最大積載量四トンの貨物自動車が行き通ることができない区間をいう。）
- ⑨ 道路元標その他主要な道路の附属物
- ⑩ 道路の敷地の国有、地方公共団体会有又は民有の別及び民有地の地番
- ⑪ 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物
- ⑫ 交差し、若しくは接続する道路又は重複する道路並びにこれらの主要なものの種類及び路線名

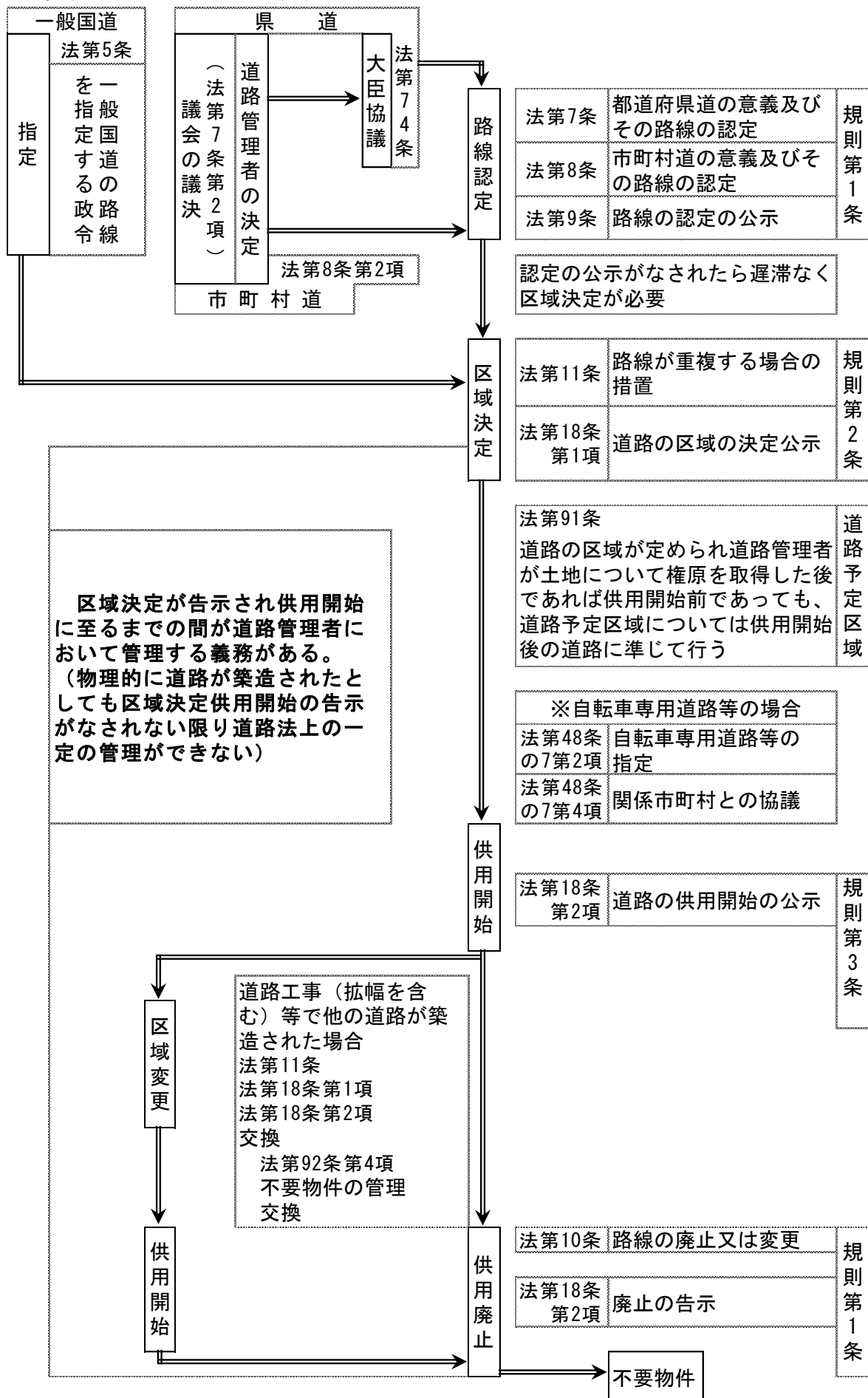
- ⑬ 交差する鉄道又は新設軌道及びこれらの名称
- ⑭ 軌道その他主要な占用物件
- ⑮ 道路一体建物
- ⑯ 協定利便施設
- ⑰ 調製の年月日

(路線の指定や認定、区域の決定や変更、供用の開始、供用の廃止)

第2条 道路法は、道路を一般交通の用に供するという目的を達成するために、道路管理者に道路管理権という特別な権能を認めるとともに、道路での禁止行為や制限などを定めている。道路法の規定が適用される対象を明確にするため、必要な手続きが定められている。

2. 道路は、国が路線の指定を行うか、自治体が路線の認定を行って、初めて道路法の道路となることや管理者が決まる。自治体が路線の認定をするときには議会の議決が必要で、路線の認定をしたときは路線名、起点、終点、重要な経過地などを公示する。
3. 道路の区域とは、道路敷地の幅と長さによって示される平面的な区域をいい、道路管理者が道路の区域を決定することで定まる。道路の区域は道路法が全面的に適用される範囲で道路の区域を決定、変更等するときは、道路の種類、路線名、敷地の幅員及びその延長などを公示し、図面を縦覧する。
4. 道路の供用の開始とは、形態を備えた道路を一般交通の用に供する旨を意思表示する行政行為で、供用が開始されると道路法の規定が全面的に適用される。
5. 道路の路線や、道路の一部を道路法の道路ではなくすときには、状況に応じて、路線の廃止や道路の区域の変更、供用の廃止を行う。路線の廃止や供用の廃止は、その道路を一般交通の用に供しなくする、廃道の場合ほか、新道が建設されて旧道が県道から市町村道とする管理移管等もある。
6. 千葉県の道路台帳では、供用開始の告示年度、番号を属性項目として区間に設定することで参照整合性を担保し、併せて該当の区域決定(変更)を関連付けて道路台帳の成果を整える。

路線認定から供用の改廃処分まで



一般国道
法第5条
を指定する政令

県道
（法第7条第2項）
道路管理者の決定
大臣協議
法第74条
市町村道
法第8条第2項

法第7条	都道府県道の意義及びその路線の認定	規則第1条
法第8条	市町村道の意義及びその路線の認定	
法第9条	路線の認定の公示	

認定の公示がなされたら遅滞なく区域決定が必要

法第11条	路線が重複する場合の措置	規則第2条
法第18条第1項	道路の区域の決定公示	

区域決定が告示され供用開始に至るまでの間が道路管理者において管理する義務がある。
（物理的に道路が築造されたとしても区域決定供用開始の告示がなされない限り道路法上の一定の管理ができない）

法第91条	道路の区域が定められ道路管理者が土地について権原を取得した後であれば供用開始前であっても、道路予定区域については供用開始後の道路に準じて行う	道路予定区域
-------	--	--------

※自転車専用道路等の場合	
法第48条の7第2項	自転車専用道路等の指定
法第48条の7第4項	関係市町村との協議

法第18条第2項	道路の供用開始の公示	規則第3条
----------	------------	-------

区域変更
道路工事（拡幅を含む）等で他の道路が築造された場合
法第11条
法第18条第1項
法第18条第2項
交換
法第92条第4項
不要物件の管理
交換

法第10条	路線の廃止又は変更	規則第1条
法第18条第2項	廃止の告示	

不要物件

(地方交付税法との関わり合い)

第3条 道路台帳は、道路法第28条に基づき整備されるものであり、道路管理に必要な基礎資料であるとともに、地方交付税算定における基礎数値としての役割も有している。

2. 地方交付税法においては、普通交付税の算定に際して「道路橋りょう費」「道路維持補修費」等が基準財政需要額として計上され、その算定根拠となる道路延長や道路面積等の数値が必要となる。これらの数値は道路台帳に記載された路線延長、幅員、橋梁延長等を基礎資料として算出される。特に以下の点で道路台帳の正確性が重要となる。

- (1) 道路延長の算定

一般国道、主要地方道、一般県道、市町村道など、路線種別ごとの延長数値が交付税算定の基礎となる。

- (2) 幅員・面積の算定

道路面積は維持管理費用の需要額推計に直結するため、正確な台帳記録が必要となる。

- (3) 橋梁・トンネル等の施設延長、面積

橋梁やトンネルの延長も交付税算定の対象項目とされており、道路台帳に基づいて整理される。

- (4) 公安指定路線・緊急輸送路等の特定区分

地域の安全確保や災害時輸送路確保に関わる路線については、国庫補助事業や地方交付税措置の対象となる場合があるため、台帳上での適切な区分が必要となる。

(告示と道路台帳の関係)

第4条 道路台帳は告示の有無に関係なく整備はできるが、数値の計上にあたっては、供用開始の告示が求められ、対となる区域決定(変更)の告示が必要となる。したがって本県では道路台帳を整備する際に、供用手続きが行われていないことが判明する場合には、本作業に含め実施することで、数値計上を可能とする。

2. やむを得なく未告示で道路台帳を整備する場合には、遅滞なく告示手続きを実施、当該告示番号を道路台帳に設定し、数値計上を行う。